

件名	愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
主管課	産業創出課
根拠法令等	

【改正の概要】

以下の理由により、条例で定める使用料・手数料の上限額の改定

愛媛県産業技術研究所建設技術センターの廃止 建設関係の機器を廃止
 試験研究機器の廃止及び使用料の見直し 該当する種別の上限額を改定

別表（第3条関係）

使用料

区分	種別	単位	金額	
技術開発関係	機械金属用機器	1時間	<u>2,830</u>	2,730円（A）
食品産業関係	食品加工用機器	1時間又は1回	<u>2,620</u>	2,520円（B）
				削除

手数料

区分	種別	単位	金額	
技術開発関係	試験	1件	<u>18,370</u>	9,660円（C）

<使用料・手数料改定の理由>

- （A）「サブマージドアーク溶接機」の廃止 「放電プラズマ焼結機」が最高額に
- （B）「テクスチュロメーター」の使用料減額 「自動アミノ酸分析機」が最高額に
- （C）「疲労及び応力腐食」試験の廃止（「疲労試験機」の廃止のため）
 「燃料類に関する試験（全硫黄）」が最高額に

施行日	平成24年4月1日
-----	-----------

【その他参考事項】

愛媛県産業技術研究所建設技術センターについて

- （1）設立
 「県建設研究所」として、昭和38年4月に設立
- （2）経緯
 平成20年度から、試験研究機関の見直しにより、必要最小限の組織体制に再編した上で、工業系試験研究機関の内部組織として、産業技術研究所に統合（「県産業技術研究所建設技術センター」と改称）